様

| 山梨県国民健康保険団体連合会 | |
|----------------|---|
| 理事長 | 印 |

第三者行為損害賠償金支払請求書

当連合会は、下記の被害者があなたの不法行為によって保険給付を受けた場合、その給付の価格の限度において損害賠償請求権を保険者(後期高齢者医療広域連合)が以下の法律により代位取得し、その請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を当該保険者(後期高齢者医療広域連合)から委任を受けましたので、下記のとおり損害賠償金を請求いたします。

つきましては、別添の払込請求書により 年 月 日() までにご送金ください。

記

| 事故発生年月日 | | 年 | 月 | 日 | | 時 | 分ころ |
|---------|-----|-----|---|---|------|-----|-----|
| 被害者 | 住 所 | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | |
| 加害者 | | | | | | | |
| 過失割合 | | 被害者 | | % | 加害者 | | % |
| 請求額 | | ¥ | | | (分割払 | 回目) | |

※別添の払込請求書により、山梨中央銀行(本・支店)で振込まれる場合のみ手数料は免除となります。

| | 山梨中央銀行 自治会館出張所 |
|-----------|--|
| 損害賠償金の振込先 | 口座番号 : 普通 1367 |
| | ママナシアショウェアメアクイルジョウカイ 口座名義 : 山梨国民健康保険団体連合会 |
| | 理事長 |

【損害賠償請求権】

「国民健康保険法第64条第1項」、「介護保険法第21条第1項」、「高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項」 【請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の委任】

「国民健康保険法第64条第3項」、「介護保険法第21条第3項」、「高齢者の医療の確保に関する法律第58条第3項」

連絡先 〒 400-8587

甲府市蓬沢1丁目15番35号 自治会館4階 山梨県国民健康保険団体連合会 TEL: 055-223-2077 FAX: 055-233-1204

担当 ;